



# こうばるから

こんにちは

第8号  
こうばる強奪  
を許さない



石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会 通信

2018年6月1日

## 石木ダム「終わりの始まり」

### 1. 1050人が石木ダムにレッドカード!!

ほたるの里から長崎をかえよう!! 1000人集会 (電子版では左をクリック願います)

「石木ダムのことを川棚町の皆さんに知っていただきたい!」「私たちはただここに住み続けたいだけ」の思いが先ずは加藤登紀子さんに届き、嘉田由紀子さん、今本博健さんへと広がりました。渡辺洋子さんは「八ッ場ダムが今はダム本体のコンクリート打設が6割に達し、予定地ではダム事業の進行とともに、目に見える自然破壊だけでなく、人々が分断され、地域破壊が進んできました。石木ダム予定地の人々の団結はかけがえのないものです。八ッ場ダムの悲劇を二度と繰り返さないでほしい。」と訴えました。石木ダム問題を「こうばるの生活は素晴らしい!」という視点から「ほたるの川のみもりびと」を作成された山田英治画監督と配給会社ぶんぶんフィルムズの社長鎌仲ひとみさん (映画監督) が、こうばる 13 世帯の皆さんの生活を守るために協力したいと、参加されました。

プログラムは宮崎健治さんの司会で進行了しました。  
第一部 / トークセッション



鎌仲ひとみさん (映画監督)  
& 山田英治さん (映画監督)



開会挨拶 / 炭谷猛 (ほたるの里から長崎をかえよう!! 千人の集い実行委員長)

第二部 / シンポジウム  
パネリスト



コーディネーター 加藤登紀子さん (歌手)  
渡辺洋子さん (八ッ場あしたの会)



嘉田由紀子さん (前滋賀県知事)  
今本博健さん (京都大学名誉教授)



フィナーレ



□ 松本好央さん挨拶

長年続いております石木ダム問題、川棚町のタブーであるこの問題が表立って話せるようになった今、このような集いを開会することができたこと、うれしく思っています。

ほたるの川のまもりびと、ご覧になった方もいらっしゃると思いますが、もうすぐこうばるは蛍が飛び交います。現在も毎日毎日抗議行動も行われています。何をするにもダムのことが生活の中に入り、私たちの自由を奪う。私たちはおかしいことをおかしいと言っているだけなんです。そのことをたくさんの方々に知ってもらいたい、もっともっと知らせていただきたいと思っております。

私たち、このようなチャンスをくださった方々に、心から感謝いたしますとともに、これからもご支援とご協力をいただきまして、ダムの中止が決まるまで闘っていきたいと思えます。

**今日はありがとうございました。**

**頑張ろう！**



記念撮影 1050人が「石木ダムNO!」のレッドカード提示

5月6日は  
石木ダム「終わりの始まり」です

## 2. 判決前後の行動予定

長崎地方裁判所による石木ダム事業認定取消訴訟の判決が7月9日15時に予定されています。判決を迎えるにあたり、石木ダム対策弁護団と原告団事務局・支援者の会議で決めた行動予定を記します。「判決の結果にかかわらず、石木ダムは不要であるから石木ダム中止を勝ち取る」が基本です。下記の行動へ皆様ふるっての参加、よろしくお願いいたします。

### 1) 判決前後の活動

- 勝訴であれば国・ダム起業者（長崎県・佐世保市）に対して石木ダム事業への土地収用法適用を断念して控訴しないことを求める。
- 敗訴であれば、石木ダムが不要であることに変わりがないのであるから、収用・明渡裁決申請取下げをダム起業者に求める。補助事業として採択している国交省と厚労省には採択取消を求める。
- あわせて、石木ダム中止に向けて世論喚起を図る

### 2) 判決前のイベント

#### 1. 6月15日 長崎市内パレード・石木ダム中止を訴えるデモ行進

- 6月15日（金）18:00～19:00
- 浜の町アーケード入口鉄橋付近で、現地からの闘いの報告と訴え
- パレード 鉄橋→浜の町アーケード→電車通り→鉄橋口雨天決行
- 規模 数百人

#### 2. 6月30日 佐世保市内 講演会

どうなる！石木ダム訴訟 どうする！石木ダム

～子や孫に残すのは、豊かな自然？それとも大きな借金？～

- 14:00～16:00、佐世保市民文化ホール
- 講師予定： 今本博健 京都大学名誉教授  
馬奈木昭夫 石木ダム対策弁護団長  
嶋津暉之 水源連共同代表

### 3) 裁判所へのアクション 要請ハガキ

- 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会、水源連 詳しくは後記。

### 4) 7月9日判決当日と翌日の行動

- 13時 事前決起集会  
15時少し前に門前集会・マスコミ撮影用
- 15時 判決
- 16時 長崎県県庁へ要請行動
- 18時 報告集会

10日

- 10時 佐世保市へ要請行動
- 15時 九州地方整備局へ要請行動

### 5) 判決後の東京行動 2018年7月18日

原告団、弁護団、支援者が石木ダム事業に関係する国土交通省と厚生労働省に石木ダム中止に向けた要請行動を予定しています。

合わせて、16時から衆院第2議員会館 第1会議室で首都圏の皆様への報告会を持ちます。皆様からの激励をよろしく申し上げます。

➤ 7月18日

13時 国交省 土地収用管理室

14時 国交省 治水課・補助ダム担当

14時半 厚生労働省水道課・補助事業担当

16時 院内集会

衆院第2議員会館 第1会議室 定員81名、予備椅子を含めると125名です。

18時 懇親会

- 国交省 土地収用管理室に以下の要請を行います。
- 当方が勝訴の場合は、国交省として控訴放棄の方針を確立するよう要請
  - 行政不服審査請求に対しては、事業認定取消とするよう要請
  - 敗訴の場合は、判決理由を解説し、行政不服審査請求も絡めて、国交省が事業認定を取消すよう要請
- 国交省 治水課・補助ダム担当 及び 厚生労働省水道課・補助事業担当
- 当方が勝訴の場合は、予定地の土地確保は不可能であるから、補助事業指定の取消を要請
  - 当方敗訴の場合は、判決理由を解説し、土地確保は不合理であるとして補助事業指定の取消を要請

※ いずれも「公共事業チェック議員の会」からの協力をいただいております。

### 3. 長崎地方裁判所への意思表示のお願い

#### 1) 石木ダム事業認定取消訴訟判決を迎えるにあたって「私も一言」のお願い

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会  
水源開発問題全国連絡会

2013年9月6日に国土交通省が石木ダム事業認定を告示しました。事業認定により、石木ダムの起業者（長崎県と佐世保市）が、こうばる地区で生活されている皆さん13世帯の土地と住居、共有地権者の共有地を収用することが法的に可能となりました。すでに4軒の農地の一部については補償金受け取りを拒否しましたが、起業者は供託して収用してしまいました。長崎県収用委員会が残るすべての土地と家屋について収用・明渡裁決をこれから出すこととなりますが、13世帯の皆さんは絶対に土地と家屋を明け渡さないと言明しています。ただし、補償金受け取りを拒否しても起業者は供託することで収用してしまいます。家屋の取り壊しも可能になります。

私たちは2013年12月に石木ダム対策弁護団を立ち上げ、まずは自主解決を目指して、起業者に対して石木ダムの必要性を明らかにすることを求めました。公開質問書の提出⇒起業者からの回答⇒回答の説明会で質疑応答を各3回繰り返しました。2014年7月、「川棚川は石木ダムなしで戦後のすべての洪水に対応できる」と中村法道知事が明らかにしました。しかし、治水・利水両面での必要性の説明に詰まるや、起業者は公開質問書への回答を拒否するようになりました。



やむなく 109 名の原告が 2015 年 11 月 30 日に長崎地方裁判所に石木ダム事業認定取消を求める訴訟を提起しました。2016 年 4 月 25 日に第 1 回の口頭弁論、以来 2 年近くを経た 2018 年 3 月 20 日の第 13 回口頭弁論で裁判長は「これを以って結審とし、判決は 7 月 9 日午後 3 時」と言い渡しました。

この石木ダム事業認定取消訴訟の中で、原告団・弁護団・支援者が一体となって、石木ダムの治水・利水目的が「石木ダムありき」のために作り上げたものであり、合理性は全くないことを立証してきました。

これまでの訴訟の進行から、「事業認定を取消す」判決を私たちは確信していますが、多くの方がこの判決に関心を持ち、石木ダム事業認定取消を願っていることを裁判所に意思表示することが大切と考えています。

「私も石木ダム事業認定取消を願っている」という趣旨の裁判所への葉書を同封します。是非、一言書き入れ、切手を貼って投函するよう、お願いします。

裁判所への「私も一言」葉書のほかに、石木ダム問題説明のリーフレットも同封します。弁護団からの訴訟経過報告を次ページに掲載します。同封の資料を一読いただき、ご協力くださるよう、お願い申し上げます。

原告団事務局からこれと異なったお願いが届いている方もいると思いますが、同封した葉書で裁判所へ一言伝えたい、と思われる方はご協力をお願いいたします。

この件の問合せ先

遠藤保男 電話・FAX 045-877-4970 メール [mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp](mailto:mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp)

石木ダム問題のホームページ

<http://suigenren.jp/damlist/dammap/ishikidam/>

石木ダム事業認定取消訴訟のホームページ

<http://urx.cloud/K557> 短縮URLです。警告メッセージが出たら、無視してください。

## 2) 事業認定取消訴訟のご報告

弁護士 緒方 剛

### 1 はじめに

2018年3月20日、石木ダムの事業認定取消訴訟の第1審の審理が終わりました。そこで、現在までにこの裁判で明らかになってきたことについてご報告させていただきます。弁護団の毛利弁護士は、結審の日にこれまでの審理内容を整理し、弁護団としての意見を述べさせてもらいました。以下の内容はその際の意見陳述の内容に少しだけ加筆したものです。

### 2 裁判の内容

この事業認定取消訴訟は、国が行った石木ダムの事業認定（強制収用をすることを認める行政手続）の取消を求めるものです。

この裁判で、被告国は、石木ダムは、佐世保市の水道用水を確保するという利水面と、川棚川の洪水対策という治水面の二つの点で必要性が高いので事業認定をしたとの主張をしてくれました。

しかし、これまで私たちは、2015年11月30日の提訴時以来、2年以上にわたって利水面、治水面、いずれにおいても石木ダムの具体的な必要性は、全く存在しないことを主張してきました。

そして、私たちは、既に提出した主張と証拠によって、石木ダムの具体的な必要性がないこと、少なくとも、被告が、石木ダムが必要であることを何ら具体的に立証できていないことについては十分明らかにできたと考えていました。さらに、昨年12月と今年1月の計3日にわ

たり実施した3人の証人尋問によって、そのことが、さらに一層明確になったと確信しております。

以下、順番に、利水面と治水面について、これまでに明らかになった事情をご報告いたします。

### 3 利水面において石木ダム具体的な必要性が全くないこと

最初に、石木ダム事業の利水面についてです。

佐世保市が主張する石木ダムの必要性とは、①平成24年度の水需要予測により、将来的に水需要が大幅に増えること、しかし、②現在の佐世保市の保有水源ではその需要をまかなうことができないという2点に尽きます。

#### (1) ①平成24年度予測について

私たちは、まず、過去の佐世保市の水需要予測を検討した結果、平成24年度予測の内容を検討するまでもなく、その内容がでたらめであることを指摘しました。

なぜなら、私たちが資料を入手できた佐世保市の過去6回の水需要予測においては、①毎回、需要予測の手法や数値がころころ変わり、そこに論理的な一貫性や整合性は全くないこと、②いつの時代の水需要予測においても、その当時の石木ダムの計画規模に見合う水の供給量が必ず不足するという結果になっていること、③そして、いつの時代の水需要予測も、その後の実績値と大きくかけ離れた過大な需要予測であることが共通しているからです。

過去6回の需要予測が、その後の実績値と見事なまでに大幅に外れていること、その一方で、その需要予測値がその当時の石木ダムの利用容量に見事なまでに一致することは、佐世保市の水需要予測が、もっぱら石木ダム建設の必要性を捻出するために意図的に作成されたものであることを明確に物語っています。

そして、本件事業認定の根拠となっている平成24年度予測の内容を詳細に検討したところ、やはり石木ダム建設の必要性を捻出するという結論ありきのでたらめなものであることがはっきりしました。

佐世保市の平成24年度予測は、⑦生活用水、⑧業務営業用水、⑨工場用水の用途別予測、また、⑩負荷率や安全率の設定、いずれもが、何らの客観的根拠に基づかない不合理極まりない数値を採用しています。

まず、⑦生活用水について、佐世保市は、渇水により市民は水を使うのを我慢しており、生活用水の原単位量は、佐世保市と人口規模が類似する他都市と比較して最も少ないと主張しました。しかし、当時の平成24年度予測の作成責任者であった田中証人の証言により、受忍限界を超えていることに全く根拠はなく、他の14都市との比較アンケートについても、杜撰で不合理であることが明らかになりました。

次に、⑧業務営業用水の小口需要では、佐世保市は、観光客数との相関が高いので、将来的に人口が減少していくにもかかわらず、水の使用量が右肩上がり 増加すると予測しています。しかし、佐世保市の田中証人は、過去の予測では観光客数との相関に基づく予測を一切採用しなかった理由、平成24年度予測から突如予測手法を変更した理由について、いずれも「分からない」と答えるか、黙り込んで実質的な証言を拒否しました。同じタイミングで、ハウステンボスを大口需要から小口需要に分類変更した理由についても矛盾した証言しかできませんでした。また、被告の事業認定にお墨付きを与えた小泉教授でさえ、業務営業用水の小口需要と観光客数との相関は、決して高くなく、「あるかないかといったらある」程度にすぎないと証言せざるを得ませんでした。

そして、⑨工場用水については、平成24年度予測のでたらめさを象徴する工場用水の大口需要であるSSKの予測については、佐世保市が、売上高が2倍になるから水需要が4.88倍に増えるという虚偽記載をしていたことは既に明らかになっています。

田中証人の尋問により、SSKの需要予測は、SSKが自ら必要水量を具体的に算定し、佐世保市に要望したものではないこと、佐世保市がSSKに事前に必要水量をきちんと問い合わせることなく、何らの具体的な裏付けもとらずに、勝手に推計した机上の計算にすぎないものであることが明らかになりました。SSKの需要予測は、客観的データに基づかない、佐世保市による完全な創作であり、さらに言えば、捏造に近いとさえ言えるものです。

④負荷率、安全率についても、平成24年度予測から突然変更されているのですが、その合理的理由や妥当性について、田中証人及び小泉教授は一切説明できませんでした。

(2) ②保有水源について

以上のようなでたらめな需要予測をまかなうための保有水源が足りないという主張については、佐世保市が、慣行水利権を保有水源から除外した理由について、私たちは、そもそも佐世保市の主張が何らの法的根拠や客観的根拠がない間違ったものであることを主張してきました。

今回の証人尋問でも、田中証人は、その合理的理由を一切説明できず、被告の主張とも矛盾する支離滅裂で不明瞭な証言を繰り返しました。慣行水利権を保有水源から除外しないと、石木ダム建設の必要性が出てこないからであることがより一層明らかになったと言えます。

なお、被告は、佐世保市の水需要予測の妥当性を担保するために2人の学者に意見書作成を依頼しています。このうち、東京大学の滝沢教授は、証人尋問を拒否し、敵前逃亡したので論外ですが、証人尋問に応じた首都大学東京の小泉教授も、意見書は、佐世保市のプレゼン資料だけを鵜呑みにして、自らは文献やデータなどを一切調査もせず、佐世保市の言い分が正しいという前提で書いたことを証言しました。2人の意見書は、佐世保市の見解をオウム返しにするだけの御用学者の極みのような代物です。

#### 4 治水面において石木ダムの具体的な必要性が全くないこと

次に治水面についてです。

治水面においては、①計画規模、②基本高水流量、③ダムによる効果の3点のいずれの点においても、石木ダム建設の具体的な必要性がないことが明確なものとなりました。

(1) ①計画規模

計画規模を設定するための長崎県評価指数というものがあるのですが、これは全国的な比較や全国的基準と比較すると異常なもので、ダムを造るために恣意的に設定されています。

また、計画規模を設定するための基礎とした多くの事情のうち、唯一河道状況のみ昭和50年当時のものを用い、他のものは全て平成17年当時のものを用いています。この間(昭和50年～平成17年)に、河道の整備が行われ、氾濫する見込みの面積はずっと小さくなっているはずなのです。どうしてこんなことをしているかということ、昔の河道を用いた方が、広い範囲で洪水被害が生じる予測ができる一方で、最近の資料を用いた方が洪水時の被害金額などを多くすることができるためです。長崎県はダムを造るために都合の良い数字だけを拾い集めて使っているのです。

そして、計画規模はダム事業計画に着手するや、理由なく3倍以上に跳ね上がっているといった恣意的な設定変更がなされているのです。

(2) ②基本高水流量(洪水時に想定される流量)

長崎県は、技術基準に沿って治水計画を策定したと主張します。しかし、技術基準が求める1時間当たりの降雨量(降雨強度)が生じる確率について、あえてこれを検討していません。その結果、実際には500年～1000年に一度しか生じないような異常に大きな流量を基本高水流量として設定しています。すなわち、長崎県は技術基準が求める検討(棄却検定)をあえて回避し、非現実的な流量を基礎とした治水計画を策定しているのです。

また、自ら計画規模に応じた1時間当たり最大雨量の予測をしていたにもかかわらず、これと矛盾するような(大幅に上回る)最大雨量となる降雨予測波形を使って異常に大きな流量を作成しているのです。長崎県は、本当は100年に1度という確率では基本高水流量とされる流量とならないことは分かっているのですが、ダムを造るためにあえて過大な流量を設定したのです。

言い換えれば、このようにしてまで非現実的な流量を設定しなければ、石木ダム建設の必要性が捻出できなかったことが明らかになりました。

(3) ③石木ダムの効果

石木ダムによらずとも過去に生じた全ての洪水を防ぐことができます。そればかりか、万が一基本高水流量として設定されている異常な流量となる降雨があっても計画堤防高よりも低い水位で川を流下することができます。

さらには、長崎県が検討したという治水代替案は客観的・合理的に検討されたものではありません。加えて、既往洪水にて問題となった内水氾濫・支流氾濫への石木ダムの効果は一切検証されていないのです。すなわち、石木ダムによって治水上現実的な効果があるかどうかは検討されていないのです。

そして、長崎県が想定する洪水が発生した場合でも、ダムが効果を発揮する堤防高を超える流量となるのは僅か1時間にも満たない時間のみです。それ以外の場合には全くダムは役に立たないのです。

このため、長崎県の意見を前提としても、㉗100年に一度の頻度で生じるかもしれない豪雨時に、㉘僅か1時間に満たない時間帯にて、㉙堤防高ではなく計画高水位(計画上予定する水位)を僅かに超える水位となることを防ぐためにのみ石木ダムが必要だと主張されているのです。

#### (4) ダムありきの検討しかなされていない

長崎県の治水責任者浦瀬証人は、本件石木ダム計画は、昭和50年の段階でダムを造るということは確定しており、その後はこれを作ることを前提に技術基準や中小河川改修の手引きに整合する体裁となるように「確認」をしただけであることを明言しています。

ゼロベースでの見直しなど全く行っていないのです。

川棚川の河川整備方針、整備計画のいずれも単に形式的に数字合わせを行っただけで、具体的な必要性の有無の検討など行われていません。

これを真摯に検討していれば、石木ダムの必要性がないことは明白ですし、事業認定をなすこと自体不合理であることは被告国も分かっていたはずで

## 5 まとめ

このように、石木ダムの具体的な必要性は、利水面、治水面いずれも存在しないことが証拠上ははっきりとしました。

結局、石木ダムの必要性とは、「水はたくさんあればそのほうがいい」、「防災対策はあるにこしたことはない」というレベルの必要性にすぎないのです。

具体的な必要性もないのに、13世帯の地権者を強制的に排除してまで、巨額の費用をかけて、具体的な必要性のない石木ダムを建設するなど、社会的常識としては考えられないことです。また多くの長崎県民、佐世保市民も、そのような暴挙を望んではいません。

この違法不要なダム建設事業の事業認定を取り消すことは、裁判所の責務です。裁判所が公正中立な立場なのであれば、本事業を即座に中止すべきであること、事業認定を取り消すべきであることは十分に理解してもらえたはずで

2018年7月9日には、第1審の判決が言い渡される予定となっています。良心にしたがった適切な判決が出されることを強く期待しています。

以上



「こうばるからこんにちは」の皆様へ

今回の「こうばるからこんにちは8号」は、5月6日に川棚町公会堂で開催された「ほたるの里から長崎をかえよう!! 1000人集会」で確認された合言葉“石木ダム「終わりの始まり」”と同名の特集を組みました。

「石木ダム事業認定取消訴訟」の判決が7月9日15時に予定されております。皆様から同裁判所へ「裁判所へのお願い葉書」を投函していただきたく、切手の貼っていない葉書を3枚同封させていただきました。

この葉書の「もう一言メッセージ」に皆様が裁判所へ届けたいと思われるご意見を記入いただいた上で、申し訳ないのですが、62円切手を貼って、投函いただくようお願いいたします。ご家族、お仲間にも声をかけていただけると幸甚です。

詳しくは、本文4ページの「3. 長崎地方裁判所への意思表示のお願い」に記載いたしましたのでご参照ください。

石木ダムの概要については、[石木パンフレット](#)  
[20180215改訂版](#)をご覧ください。

郵便はがき

8500033

62 円切手

を貼って

ください

長崎県長崎市万才町九の二六

長崎地方裁判所

合議B係御中

裁判長裁判官

武田瑞佳殿

裁判官

富張邦夫殿

裁判官

峯健一郎殿

氏名	住所



**裁判官の皆様**、石木ダム事業認定取消訴訟へのご努力に心から敬意を表します。

この裁判では、憲法13条の自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住、家庭生活、家業・職業・地域活動等の生活全般の基盤、及びそれを軸とする人間関係という権利・利益の重要性を考えたとき、これらの権利・利益を犠牲にしてまで石木ダム事業を強行することが許されるのかが問われています。



長崎県と佐世保市が行政の過ちを正さない限り、この裁判所以外に水没予定地に住む13世帯の住民たちを守ることはできません。裁判所におかれましてはこのことをご理解いただきますよう、私も心から願っております。

もう一言メッセージ